

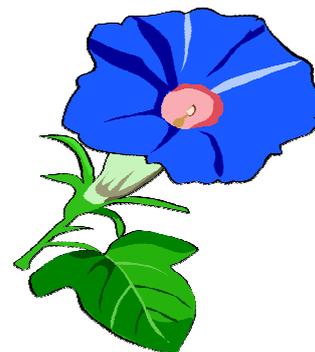
## 関島事務所便り

〒125-0041 東京都葛飾区東金町2-7-13

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

E-mail: sr8seki@jima@yahoo.co.jp



2007年7月号

# 年金確認第三者委員会への申請

## 保険料を納めたのに記録がない

保険料を納めたにもかかわらず記録がなく、その期間分の年金がもらえない一厚生年金・国民年金保険料の記録漏れ問題で、領収書がない場合等、年金支給の是非を判定する「**年金確認中央第三者委員会**」が発足しました。

受給者が保険料の納付を主張しているのに記録の確認ができずに社保庁に再請求をしている案件は6月末全国で284件あります。委員会ではこの284件を類型化して判定の是非を決める判断基準を7月中旬までにまとめたいとしています。基準策定後は全国に50設置する「**年金地方確認第三者委員会**」で個別事例の受付が始まります。

今後、全ての年金受給者・加入者へ加入記録・納付記録が送付されることに伴って、保険料を納めたにもかかわらず記録されてなく年金がもらえないとする

申請が急増するものと見られます。

会社員が加入する厚生年金は、企業と従業員が保険料を折半。従業員の保険料は給与から天引きし、会社がまとめて社保庁に納付する仕組みになっています。しかし、保険料から天引きされたにもかかわらず、社保庁で納付記録が見つからず、年金が支払われていないという事例も倒産会社等に数多く見られます。

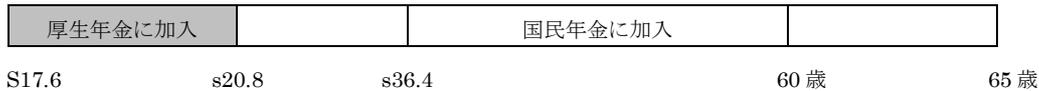
### 書類作成等ご相談は社労士へ

今後、年金確認第三者委員会で策定された判断基準にもとづき、救済措置が実施されることとなります。申請書類作成等の相談は、社会保険労務士の代理業務となっており、お気軽にご相談下さい。

# 消えた年金の主なパターン

昭和40年より前の厚生年金期間1年見つけ出せば、男性なら年額約4万円、女性でも約3万円の年金額が増えることがあります。自分の年金加入記録に、少しでも疑問がある人は調べてもらうことが必要です。コンピューターの加入記録には、読み違いや、誤入力されたことも考えられます。

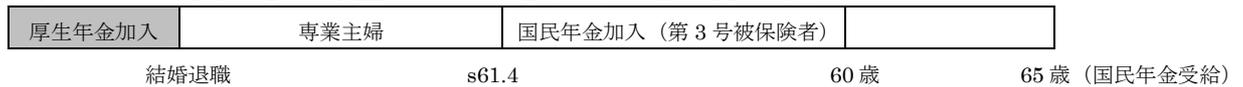
## ◆高齢者の戦前の・戦中の厚生年金期間（遺族年金を含む）



現業男子の厚生年金は昭和17年6月より、女子と事務職は昭和19年10月より開始。

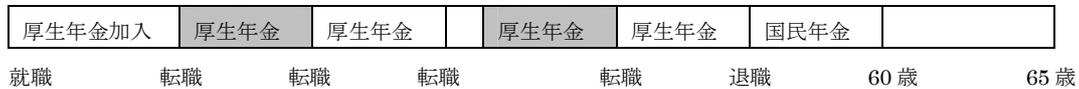
戦前・戦中、軍事工場、海軍工廠、挺身隊などで働いた期間のもらい忘れが多い。

## ◆サラリーマンの妻の厚生年金のもらい忘れ（旧姓で調べる）

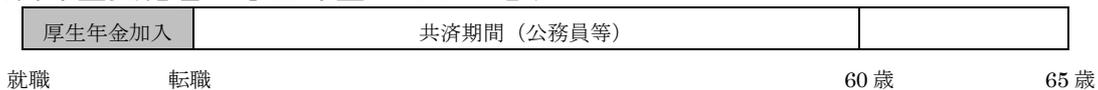


姓が変わっていることが多いので旧姓で調べてもらう。

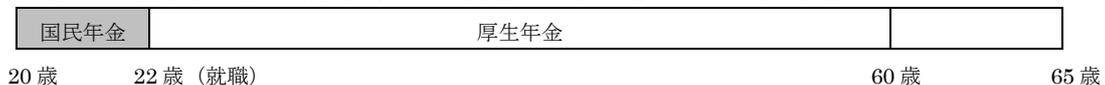
## ◆厚生年金受給者の厚生年金のもらい忘れ（転職を数多く繰り返した人に多い）



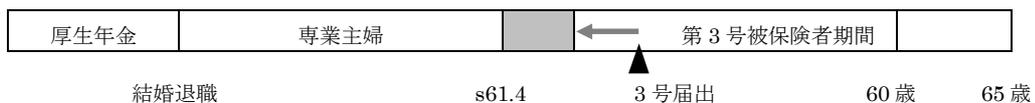
## ◆共済年金受給者の厚生年金のもらい忘れ



## ◆大学時代の国民年金（親が保険料を払っているケースがある）



## ◆国民年金第3号（サラリーマンの妻）の届けに伴う時効切れ期間



特例届出期間以外に3号の届出をした者には時効切れで2年しかさかのぼらなかつた。

# 派遣契約期間満了前の直接雇用の可否

派遣社員です。今の派遣先は仕事も楽しく、このまま長く働きたいと思っていた矢先、派遣先から「正社員にならない？」と言われました。まだ、派遣契約期間が満了していませんが、応じてよいものなのでしょうか。

## 回答

### ◆契約期間満了前では契約違反に

派遣社員は、派遣元の人材派遣会社と一定期間の雇用契約を結び、派遣先企業で派遣社員として働きます。人材派遣会社は派遣先企業と派遣契約を結んでおり、派遣労働は二重の契約関係が成立していることとなります。

派遣契約期間の途中に、派遣先が派遣社員を正社員として直接雇用することについては、原則やむを得ない理由がない限り認められないとされています。ご質問の事例は、「やむを得ない理由」となる可能性が低く、派遣社員と派遣先は契約違反として派遣元から損害賠償を請求される可能性があります。

### ◆契約を途中で解除するケースも

2005年度の厚生労働省の調査によれば、事業報告書を提出している全国約31,000の派遣元事業所において、派遣労働者は約320万人と増加傾向にあります。

ただ、団塊世代の大量退職などもあり、企業において正社員雇用が一部で拡大する中では、派遣社員の中にも、不安定な派遣

社員より正社員になることを望む人が多く、派遣先企業から「すぐ直接雇用したい」との要望があった場合、派遣会社（有料職業紹介事業の許可を受けているものに限る）は直接雇用後の年収の一定割合を「紹介手数料」として派遣先から受け取り、契約を解除するケースもあります。

### ◆紹介予定派遣の活用も

契約期間が残り少ない場合は、派遣先企業に契約満了まで待ってもらうことが多くあります。当初から派遣先での就職を目指す場合には、2004年に法整備がなされた「紹介予定派遣」制度があります。同制度は一定期間（最長6カ月）派遣社員として働いた後、派遣先企業・派遣社員双方が直接雇用を望めば認められます。

ただ、厚生労働省の調査によれば、紹介予定派遣で直接雇用に結びついたのは約6割にとどまっています。一定期間経過後の直接雇用は派遣先企業の義務ではなく、必ずしも直接雇用に結びつくとは限らないので、派遣労働者は注意が必要です。



# トピックス



## ★ 社保庁解体法・年金時効撤廃特例法成立

社会保険庁改革法、年金支給漏れの時効を撤廃する特例法が6月30日成立した。社会保険庁改革関連法の成立で同庁は解体され、公的年金に関する業務は、2010年1月に発足する日本年金機構に引き継ぐ。

## ★ 全員に年金加入記録送付へ

柳沢厚労相は、6月28日の参院厚生労働委員会で「消えた年金」問題に関連し、「全ての受給者・加入者に履歴を送って確認していただく」と述べ、年金の加入記録・保険料の納付記録を全ての受給者・加入者にすみやかに送付する考えを明らかにした。小池参院議員（共産）の質問に答えたもの。

## ★ 10万6,000事業所が保険料滞納

社会保険庁は、昨年5月末時点で10万6,000事業所が厚生年金や政府管掌健康保険の保険料を滞納していることを、民主党の情報公開請求に応じて明らかにした。同庁では、繰り返し支払いを求め、悪質な企業に対しては財産を差し押さえる方針であるとしている。（6月20日）

## ★ 国民年金保険料の事後納付5～10年に

政府・与党は、未納の国民年金保険料の事後納付を特例的に認める期限について、現行の「過去2年間分」から、一定期間を対象に「過

去5～10年間分」へ延長する検討に入った。早ければ秋の臨時国会での法整備を目指すとしている。（6月19日）

## ★ 1992～96年入社社員の年金が統合漏れ

20歳以上の学生への国民年金加入が義務付けられた1992年から基礎年金番号年導入前の1996年の間に4年制大学を卒業して就職した社会人の大部分で、学生時代分の国民年金の加入記録が基礎年金番号へ統合されていないことがわかった。該当者は将来の年金額が減るため、社会保険事務所へ申請して手続きを行う必要がある。（6月18日）

## ★ 「特例納付制度」の実態調査を開始

社会保険庁は、国民年金の3号被保険者期間に対して届出によって全期間3号期間を認められた「特例納付制度」（過去3回実施）の実態調査を開始した。特例納付分が年金記録から漏れていると主張する加入者が相次いでいるため、特例納付期間以外にも届出を市町村窓口で受け付け、2年しかさかのぼって3号被保険者期間としなかったことによるもの（2ページ一番下の図参照）。（6月17日）

